

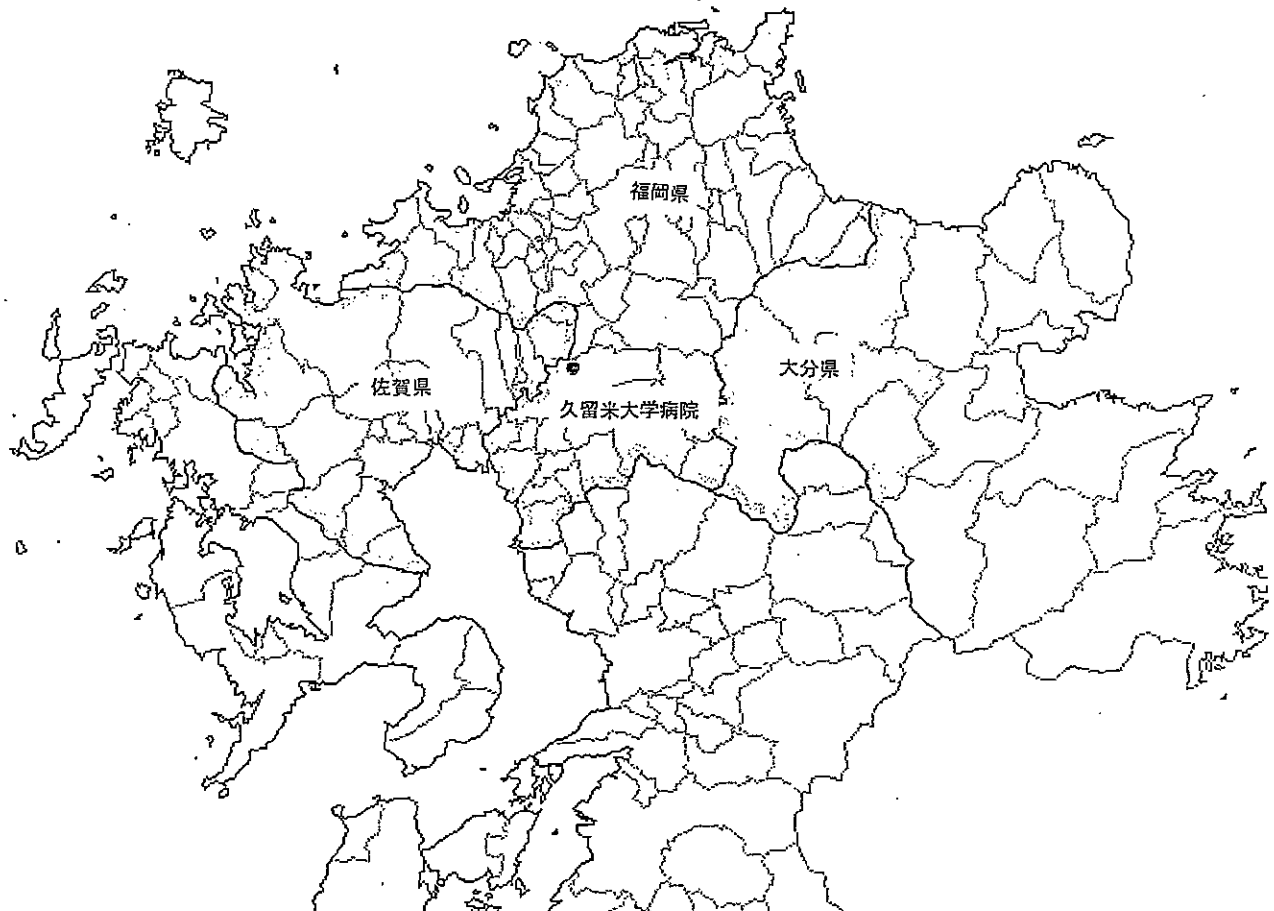
福岡県のドクターヘリ共同運航について

1 ドクターヘリの出動状況

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
要請件数	2	135	302	334	412	332	1,517
出動件数	1	129	268	299	361	306	1,364
(内訳)	福岡県	1	110	227	268	303	1,163
	佐賀県	0	2	4	24	41	108
	大分県	0	14	33	4	12	75
	長崎県	0	3	2	3	4	13
	熊本県	0	0	2	0	1	5

2 ドクターヘリの共同運航について

- ① 佐賀県 平成15年9月30日から、佐賀県域への運航を開始。
- ② 大分県 平成18年4月25日から、大分県北西部(日田市、中津市、玖珠町及び九重町)への運航を開始。



3 ドクターヘリの共同運航にかかる負担金について

県名		上段:年度 下段:単価	15年度	16年度	17年度	18年度	計
			354,100	314,800	283,900	234,500	
佐賀県	回数		7	26	44	39	116
	(うち訓練)		(3)	(2)	(3)	(2)	
	負担金		2,478,700	8,184,800	12,491,600	9,145,500	32,300,600
大分県	回数					12	12
	負担金					2,814,000	2,814,000
計			2,478,700	8,184,800	12,491,600	11,959,500	35,114,600

福岡県、佐賀県及び大分県によるドクターヘリの運航に係る協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県が久留米大学病院（以下「実施主体」という。）に補助するドクターヘリ事業において、佐賀県域及び大分県域を運航対象とすることに係る基本的事項を定め、福岡県、佐賀県及び大分県におけるドクターヘリの円滑な運航に資することを目的とする。

(運航対象地域)

第2条 福岡県域、佐賀県域及び大分県域をドクターヘリの運航対象地域とする。
なお、大分県域は、日田市、中津市、玖珠町及び九重町とする。

(佐賀県及び大分県の責務)

第3条 佐賀県及び大分県は、その運航対象地域を代表する機関として、当該県域内の市町村、消防機関、医療機関等の関係機関と諸調整を行うものとする。
2 佐賀県及び大分県は、ドクターヘリの運航実績に応じ、経費を負担するものとする。
3 前項に定める経費の額は、別に定めるところにより算定し、佐賀県及び大分県は当該年度分を福岡県に納付するものとする。

(ドクターヘリの運航)

第4条 ドクターヘリの出動要請、佐賀県域及び大分県域内の搬送先医療機関など運航に係る具体的な事項は、実施主体が策定した久留米大学病院ドクターヘリ運航要領によるものとする。

(運航に関する調整)

第5条 ドクターヘリの運航に関する実務的な調整は、実施主体が主宰するドクターヘリ運航調整委員会において行うほか、実施主体、福岡県、佐賀県及び大分県との間で行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に係る事項及びこの協定に定めのない事項について、特に必要が生じた場合には、その都度協議して定めるものとする。

(参加の取りやめ)

第7条 佐賀県又は大分県がドクターヘリ事業への参加を取りやめる場合、遅くとも1年前に福岡県に通知するものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、平成18年4月25日から効力を有するものとする。

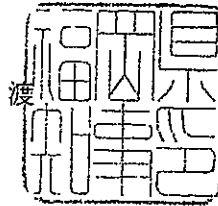
平成15年9月24日「福岡県及び佐賀県によるドクターヘリの運航に係る協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年4月25日

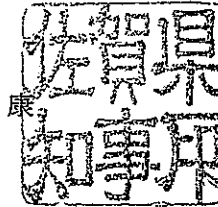
福岡県知事

麻 生



佐賀県知事

古 川



大分県知事

広 瀬

勝

